



カクニンジャ

確認じゃ！ 1人につき3万円

高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

の申請受付が始まります

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)は、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の皆さんを支援する給付金です。

- **支給対象者** 平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 29 年 3 月 31 日までに 65 歳以上になる人(昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた人)

※平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者とは、次の 1～4 の全てを満たす人

- 1 平成 27 年 1 月 1 日に鯖江市に住民登録のある人
- 2 平成 27 年度の市町村民税(均等割)が課税されていない人
- 3 平成 27 年度の市民税が課税されている人に扶養されていない人
- 4 生活保護の被保護者となっていない人

- **支給額** 1人につき 30,000 円 ※1回限りです。
- **申請先** 社会福祉課内「臨時福祉給付金」窓口
- **申請期間** 6月1日(水)～ 9月1日(木)
- **提出書類** 申請書 ※支給対象者となる人に郵送します。(5月末頃)

Q 基準日の翌日以降に転入した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

基準日(平成 27 年 1 月 1 日)時点で住民票のある市区町村から支給されます。基準日の翌日以降に鯖江市に転入した人は、申請手続きや申請期間について、基準日に住民登録していた市区町村までお問い合わせください。

Q 基準日以降に亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた人は対象になりません。

Q 平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者でしたが受給しませんでした。こんな場合でも今回の給付金の支給対象者になりますか？

支給対象者になります。実際に受給したかどうかは問いません。



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

自宅や職場などに市役所や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりした場合は、市役所や最寄りの警察署、警察相談専用電話(＃9110)に連絡してください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 53-2216